鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱の運用基準

この基準は、鈴鹿市水道工事請負業者格付要綱(以下「格付要綱」という。)に関する運用について定める。

- 1 格付要綱第1条に規定する水道工事とは、設計金額1件130万円(税込み)を超 える格付要綱により格付された事業者を入札参加対象とした工事とする。

	配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)
配水管技能者	の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体(水道用ポリエチ
(HPPE)	レンパイプシステム研究会又は配水用ポリエチレン管協会を
	いう。)の施工講習受講者
配水管技能者	公益社団法人日本水道協会が定める配水管技能者名簿の「一
(一般/耐震)	般継手」及び「耐震継手」に登録されている者

- 3 格付要綱第3条第1項第1号イの規定による雇用の条件は、前項の表に掲げる配 水管技能者の資格を有する者を1人以上(いずれかの資格のみを有する者がいる場 合にあっては、それぞれその資格を有する者を1人以上)雇用していることとする。
- 4 格付要綱第4条第1項第1号に規定する加点又は減点及び同項第2号に規定する 技術者数の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 工事成績評定点

次のアから工までに掲げる工事成績評定点の区分に応じ、当該アから工までに 定めるとおりとする。この場合において、工事成績評定点の対象とする工事は、 格付を行う年度の前年度に完成検査を行った水道工事で、設計金額が130万円を 超えるものとする。

- ア 85 点以上 20 点加点
- イ 70 点以上84 点以下 10 点加点
- ウ 50 点以上 59 点以下 10 点減点
- エ 49 点以下 20 点減点

- (2) 災害等における水道管路施設の応急復旧工事等に関する協定を鈴鹿市と締結している団体に加入していること 10 点加点
- (3) 格付を行う年度の初日の属する年度の前年度から起算して過去3年度分の 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第11項に規定する給水装置工事又は 鈴鹿市水道事業承認工事実施要綱(平成31年鈴鹿市上下水道局告示第10号) 第2条第5号に規定する承認工事の件数 格付を行う年度の前年度までに完成 した工事1件につき1点とし、合計件数を加点。ただし、合計件数が25件を超 えるものは、25点とする。

(4) 技術者数

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める人数とする。

A等級	鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者2名以上(1名は1級国	
	家資格技術者、他の1名は1級又は2級国家資格技術者であるこ	
	と。)	
B等級	鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者2名以上(2名のうち、	
	1名は1級又は2級国家資格技術者であること。)	

- 備考 この表において「鈴鹿市上下水道事業管理者が認める技術者」とは、次の いずれにも該当する者をいう。
 - (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による土木施工管理技士若しくは建設機械施工技士の資格(同法第7条第2号イ又は口に規定する年数以上の実務経験を有する者を含む。)又は技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による同等の資格を有する者
 - (2) 建設業法による管工事施工管理技士の資格又は水道法(昭和 32 年法律 第 177 号)による給水装置工事主任技術者の資格を有する者
- 5 格付要綱第4条第2項に規定する等級に対応する基準は、次の表のとおりとする。

A等級	840 点以上
B等級	650 点以上 840 点未満
C等級	650 点未満

附則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附則

- この基準は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和4年6月1日から施行する。 附 則
- この基準は、令和5年6月1日から施行する。